

生駒市市民自治検討委員会 地域コミュニティ部会（第1回）

日 時 平成20年5月27日（火）

午後2時

場 所 生駒市役所401・402会議室

次 第

案 件

1 当部会の検討事項について

- （1）参画と協働の原則について
- （2）まちづくり参画の権利について
- （3）まちづくりに関する市民の責務について
- （4）まちづくりに関する自治体の責務について

2 その他

生駒市市民自治検討委員会地域コミュニティ部会（第1回）検討資料

<p>各市町条例 (1) 参画と協働の原則</p>	<p>【ニセコ町】 (参加原則) 第5条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。</p> <p>【宝塚市】 (市長の責務) 第4条 市長は、市民の市が保有する情報を知る権利及びまちづくりに参加する権利を保障するとともに、これを実現するための施策を講じなければならない。</p> <p>【生野町】 (参画協働の原則) 第3条 まちづくりは、町民の意思を反映していくとともに、町民と町及び町民同士が相互理解のもとに協働で進めていくことを基本とする。</p> <p>【多摩市】 (基本原則) 第4条 私たちのまちの自治は、市民の意思に基づき、次の各号に掲げる基本原則によって推進されなければなりません。 (3) 市民の自主的・自立的な参画が保障されること。</p> <p>【伊賀市】 (自治の基本原則) 第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則により自治を行うものとする。 (2) 市民は、まちづくりに参加する権利を有する。</p> <p>【名張市】 (自治の原則) 第3条 市の自治は、次に掲げることを原則として推進するものとする。 (3) 参画及び協働 市民の自主的な市政への参画が保障されるとともに、市民、市議会及び市が協働して公共的課題の解決に当たること。</p> <p>【篠山市】 (参画と協働によるまちづくり) 第3条 市民及び市は、第1条の目的を達成するため、参画と協働によるまちづくりを推進する。</p>
<p>生駒市としての考え方 (基本構想及び条例案)</p>	<p>【基本構想】 市民が市政に参画する機会を保障するとともに、市民同士、市民と市、それぞれの役割分担と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協働してまちづくりに取り組むことを規定する。</p> <p>【条例案：例示】 (参画と協働の原則) 市民及び市は、第〇条の目的を達成するため、参画と協働によるまちづくりを推進する。</p> <p>【条例解説案：例示】 この条例の目的を達成するため、市民が市政に参画する機会を保障するとともに、市民同士、市民と市、それぞれの役割分担と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協働してまちづくりに取り組むことを規定するものです。</p>

<p>各市町条例 (2)まちづくり参画の 権利</p>	<p>【ニセコ町】 (まちづくりに参加する権利) 第10条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。 2 わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。 3 町民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、町の不当な関与を受けない。 4 わたしたち町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。 (満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利) 第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。</p> <p>【宝塚市】 (市民の権利と責務) 第6条 市民は、市の保有する情報を知る権利を有するとともに、まちづくりに参加する権利を有する。</p> <p>【生野町】 (まちづくりへ参加する権利) 第8条 私たち町民は、まちづくりに関して意見等を述べることができ、自らまちづくり活動を行い、まちづくりに参加する権利を有する。</p> <p>【多摩市】 (市民の権利) 第5条 市民は、まちづくりに参画する権利を有します。</p> <p>【伊賀市】 (まちづくりに参加する権利) 第12条 私たち市民は、まちづくりの主体者であり、まちづくりを行う権利を有する。 2 この権利は、市民にとって基本的な権利であり、市民は、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、平等な立場で、まちづくりに参加することができる。</p> <p>【名張市】 (市民の権利) 第4条 市民は、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。</p> <p>【篠山市】 (市民の権利及び責務) 第10条 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有する。 (子どもがまちづくりに参画する権利) 第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参画する権利を有する。</p>
-------------------------------------	--

生駒市としての考え方
(基本構想及び条例案)

【基本構想】

- まちづくりの主体は市民であり、全ての市民はまちづくりに参画する権利があることを規定する。
- 市民は、まちづくり活動への参加又は不参加を理由に差別的な扱いを受けないことを規定する。

【条例案：例示】

(まちづくり参画の権利)

市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。

【条例解説案：例示】

「住民自治」を確立し、参画と協働のまちづくりを推進するため、まちづくりの主体は市民であり、全ての市民はまちづくりに参画する権利があるとともに、参画しないことを理由に不利益を受けることがないことを規定しています。

また、「参画する権利」とは、「生駒市パブリックコメント手続条例」、「附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針」や同指針に基づく「附属機関等の会議の公開に関する基準」などがありますが、市民は、様々なまちづくりに参画する権利を有しています。

<p>各市町条例 (3)まちづくりに関する市民の責務</p>	<p>【ニセコ町】 (まちづくりにおける町民の責務) 第12条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。</p> <p>【宝塚市】 (市民の権利と責務) 第6条 2 市民は、まちづくりの基本理念にのっとり、主体的にまちづくりに取り組むよう努めなければならない。</p> <p>【生野町】 (社会への参加) 第6条 私たち町民は、地域における様々な活動に積極的にかかわり、社会参加を通して豊かな人間関係の形成に努めなければならない。</p> <p>【多摩市】 (市民の義務) 第6条 市民は、まちづくりに参画するにあたり自らの発言及び行動に責任を持つものとします。 2 市民は、前条で定める権利の行使にあたり、公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮するものとします。</p> <p>【伊賀市】 (まちづくりの参加における市民の責務) 第13条 私たち市民は、広い視野に立って自らの発言と行動に責任を持ち、積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならない。 2 私たち市民は、多様な主体のまちづくり活動が自治を育てるということを認識し、互いの活動を尊重し、認め合いながらまちづくりを進めるよう努めなければならない。</p> <p>【名張市】 (市民の役割と責務) 第5条 市民は、自治の主体者であることを自覚し、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとし、参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。 2 市民は、諸活動を行うに当たっては、公共の福祉の増進に努めるとともに、地域の発展と環境の保全に配慮しなければならない。 3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。</p> <p>【篠山市】 (市民の責務) 第10条 3 市民は、一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、自ら考え、互いの意見を理解し尊重しながら責任ある行動により、まちづくりの推進に努めるものとする。</p>
------------------------------------	--

生駒市としての考え方
(基本構想及び条例案)

【基本構想】

市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、お互いの存在や価値観を認め合いながら自らの発言を含む行動に責任を持って、積極的にまちづくりの推進に関わらなければならないこと並びにまちづくりに参画する権利の行使に当たり、公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮すべきことを規定する。

【条例案：例示】

(まちづくり参画における市民の責務)

市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いの活動を尊重し、認め合いながら自らの発言と行動に責任を持って積極的にまちづくりに参画するよう努めなければならない。

2 市民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮しなければならない。

【条例解説案：例示】

まちづくりに参画する市民の責務として、まちづくりの主体であることの自覚とともに、自らの発言と行動に責任を持つことが、自治を育てる重要な要件となるため規定しています。また、公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮すべきこともまちづくり参画に当たっての市民の責務としています。

<p>各市町条例 (4)まちづくりに関する自治体の責務</p>	<p>【ニセコ町】 (執行機関の責務) 第27条 町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。 2 町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。</p> <p>【宝塚市】 (市の責務) 第3条 市は、前条各号に掲げるまちづくりを推進するため、必要な施策を講じなければならない。 2 市は、市民の主体的なまちづくり活動を促し、協働してまちづくりを進めなければならない。 3 市は、地域コミュニティの役割を認識し、その活動を促し、協働してまちづくりを進めなければならない。 4 市は、まちづくりの基本理念にのっとり実施される、地域の主体的なまちづくり活動を支援しなければならない。</p> <p>【生野町】 (町長の責務) 第9条 町長は、町民の信託に応じて、この条例を遵守し、誠実かつ公正に職務に邁進しなければならない。</p> <p>【多摩市】 (市の自立) 第15条 市は、国及び東京都と対等の立場に立ち、まちづくりの推進にあたっては、自ら判断し、その責任において、権限を行使するものとします。</p> <p>【伊賀市】 (まちづくりの参加における市の責務) 第14条 市は、まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めなければならない。 2 市は、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参加の拡充に努めなければならない。</p> <p>【名張市】 (市長の役割と責務) 第9条 市長は、市を統轄するとともに、市の事務を管理し、これを執行する。 2 市長は、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政運営に当たるとともに、毎年度、市政運営の方針を定め、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。</p> <p>【篠山市】 (市長の役割及び責務) 第15条 市長は、市の代表者として市の事務を管理し、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。 2 市長は、市政運営を通じて自治の実現、まちづくりの推進に努めなければならない。</p>
-------------------------------------	---

<p>生駒市としての考え方 (基本構想及び条例案)</p>	<p>3 市長は、前項の責務を果たすため、職員を指揮監督し、人材育成に努めなければならない。</p> <p>【基本構想】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●まちづくりは、自主性・自立性が尊重されるものであり、市として、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めるとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等への配慮を市の責務として規定する。 ●市は、行政運営の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の拡充に努めなければならないことを規定する。 <p>【条例案：例示】 (まちづくり参画における市の責務)</p> <p>市は、まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めなければならない。</p> <p>2 市は、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の拡充に努めなければならない。</p> <p>【条例解説案：例示】</p> <p>まちづくりは、自主性・自立性が尊重されるものであり、市として、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めることを規定しています。また、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等への配慮を市の責務としています。</p> <p>さらに、行政運営のマネジメントサイクルについて、それぞれの段階における市民参画について定めています。</p>
-----------------------------------	--